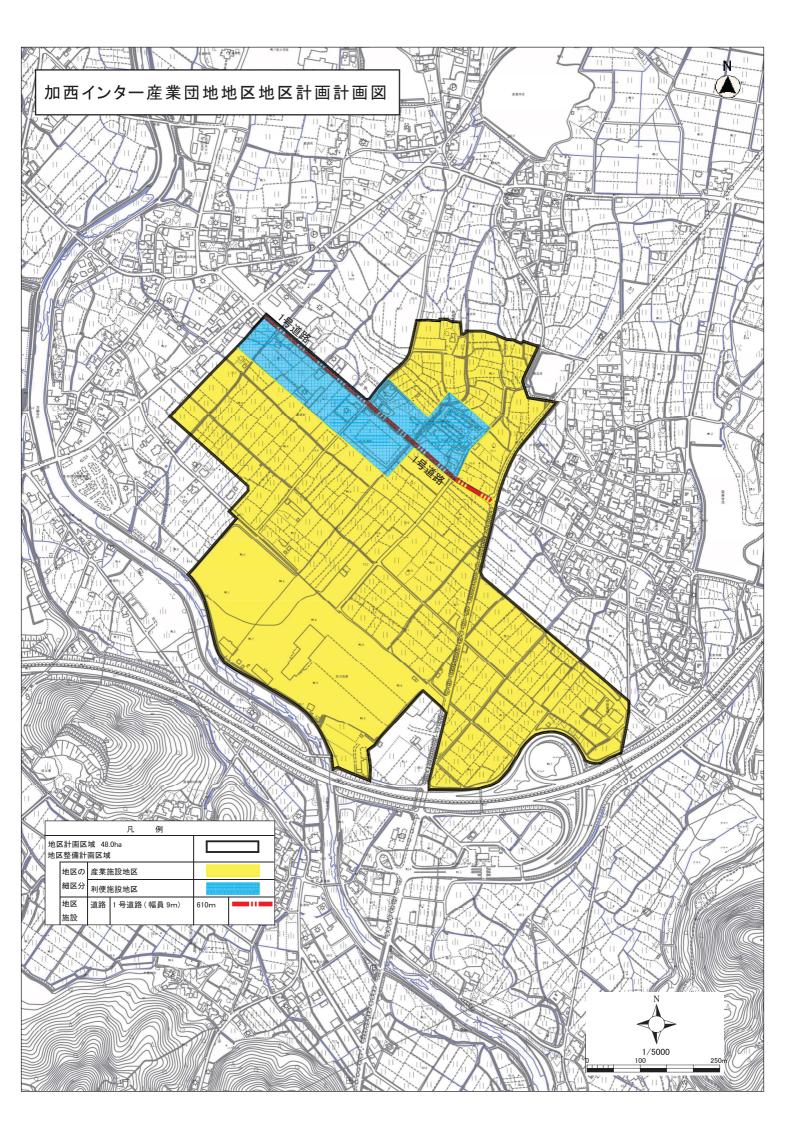
0<加西インター産業団地 建築基準>

リヘル四インダー店	直 莱団地 建梁基準>				
都市計画	市街化調整区域/加西インター産業団地地区地区計画				
 建ぺい率	※市街化区域(工業地域)編入予定 60%				
容積率	200%				
台領平					
	(1)工場その他これに類するもの (2)事務所その他これに類するもの(暴力団排除条例第2条第6号に掲げる暴力団事務所等を除く。) (3)倉庫				
	(4)研究所その他これに類するもの				
	(5)貨物自動車運送事業の用に供するもの				
用途	(6)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿であって、これらの建築物のうち主				
	たる用途がこの地区計画区域に存する事業所に従事する者の居住の用				
	に供するもの				
	(7)バスの停留所の上屋				
	(8)休憩所又は公衆便所				
	(9)前各号の建築物に附属するもの				
最低敷地面積	1,000 m ※バスの停留所の上屋、休憩所又は公衆便所は除く。				
高さ制限	20m ※外壁後退距離を3m以上とした場合は30m。				
为 154.25.15.15.10K	(1)敷地面積が 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 1 m以上				
外壁後退距離	(2)敷地面積が 10,000 m ² 以上 2 m以上				
形態・意匠・色彩	建築物の形態、意匠、色彩については、周辺環境との調和に配慮し、屋根及び外壁の色彩については次のとおりとする。 (1)マンセル色票系において、赤(R)又は橙(YR)系の色相を使用する場合は、おおむね彩度6以下とする。 (2)マンセル色票系において、黄(Y)系の色相を使用する場合は、おおむね彩度4以下とする。 (3)マンセル色票系において、その他の色相を使用する場合は、おおむね彩度2以下とする。				
最低緑化率	敷地面積の5%(敷地面積1,000㎡未満除く。) なお、他法令に緑化率の定めがある場合はこれによること。 ※参考1 工場立地法の適用(独自緩和基準) ・敷地面積9,000㎡~ 敷地面積の5%(環境施設は10%) ※参考2 兵庫県環境の保全と創造に関する条例の適用(独自緩和基準) ・敷地面積5,000㎡~9,000㎡ 敷地面積の5% ・敷地面積1,000㎡~5,000㎡ 空地面積の12.5%(市街化区域編入後) ・建築面積1,000㎡~ 屋上面積の20%(市街化区域編入後)				
	道路				
斜線制限	隣地 立ち上がり 20m 勾配 1.25				
	北側				
日影規制	敷地境界線からの 5m <l≦10m 4.0h<="" td=""></l≦10m>				
建築物の	水平距離 10m <l 2.5h<="" td=""></l>				
高さ10m超	平均地盤面からの高さ 4.0m				



<対応業種>

〈対応業種〉 大分類	中分類	小分類		
		091 畜産食料品製造業		
		094 調味料製造業		
	09 食料品製造業	097 パン・菓子製造業		
		099 その他の食料品製造業		
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	101 清涼飲料製造業		
		121 製材業、木製品製造業		
	12 木材・木製品製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業		
		131 家具製造業		
	13 家具・装備品製造業	133 建具製造業		
E製造業		139 その他の家具・装備品製造業		
	14 パルプ・紙・加工紙製造業	143 加工紙製造業		
	14 / ハレノ・紙・加工概要迫未	145 紙製容器製造業		
	15 印刷業・同関連業	151 印刷業		
	18 プラスチック製品製造業	181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押 出製品製造業		
		182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業		
		183 工業用プラスチック製品製造業		
		184 発砲・強化プラスチック製品製造業		
		189 その他プラスチック製品製造業		
	22 鉄鋼業	223 製鋼を行わない鋼材製造業		
		225 鉄素形材製造業		
		229 その他の鉄鋼業		
	23 非鉄金属製造業	235 非鉄金属素形材製造業		
	24 金属製品製造業	242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業		
		243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製 造業		
		244 建設用・建築用金属製品製造業		
		245 金属素形材製品製造業		
		247 金属線製品製造業		
		248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・大 ねじ等製造業		
		249 その他の金属製品製造業		

大分類	中分類	小分類		
		251 ボイラ・原動機製造業		
		252 ポンプ・圧縮機器製造業		
	25 はん用機械器具製造業	253 一般産業用機械・装置製造業		
		259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
	26 生産用機械器具製造業	265 基礎素材産業用機械製造業		
		266 金属加工機械製造業		
		269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
		272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
	27 業務用機械器具製造業	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測 量機械器具・理化学機械器具製造業		
		281 電子デバイス製造業		
	28 電子部品・デバイス・電子	282 電子部品製造業		
E製造業	回路製造業	289 その他の電子部品・デバイス・電子回路 製造業		
	29 電気機械器具製造業	291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製 造業		
		292 産業用電気機械器具製造業		
		293 民生用電気機械器具製造業		
		295 電池製造業		
		297 電気計測器製造業		
		299 その他の電気機械器具製造業		
	30 情報通信機械器具製造業	300 管理、補助的経済活動を行う事業所		
		303 電子計算機・同附属装置製造業		
		311 自動車・同附属品製造業		
	31 輸送用機械器具製造業	315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造 業		
H 運輸業、 郵便業	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業		
	47 倉庫業	471 倉庫業 (冷蔵倉庫業を除く)		
この表に掲げる中分類の業種に係る管理、補助的経済活動を行う事業所				

備考1 この表に掲げる小分類に該当する業種であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 第 137 号)に基づく許認可等に係る業種は除く。

備考 2 47 倉庫業であっても、危険物、毒物、劇物、特定化学物質、指定化学物質及び農薬に該当する物品の保管の用に供する倉庫は除く。

備考3 この表に掲げる中分類の業種のうちH運輸業・郵便業は、第2期事業5工区の導入業種から除く。

騒音規制基準	時間の区分	昼間	朝夕		夜間
		午前8時から	朝:午前6時から		午後 10 時から
		午後6時まで	午前8時まで		翌日午前6時まで
			タ:午後6時から 午後10時まで 60 デシベル 70 デシベル		
	第3種区域	65 デシベル			50 デシベル
	第4種区域	70 デシベル			60 デシベル
振動規制基準	時間の区分	昼間		夜間	
		午前8時から		午後7時から	
		午後7時まで		翌日の午前8時まで	
	第1種区域	60 デシベル 65 デシベル		55 デシベル	
	第2種区域			60 デシベル	

